

# 指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン

## 1 指定管理者の候補者の公募・要件・選定

### (1) 公募の原則

指定管理者の候補者は、原則公募とします。ただし、次の場合には、公募によらずに指定管理者の候補を選定することができます。

- ・公募しても応募者がいないとき。
- ・指定管理者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- ・指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき。
- ・施設の性質等を考慮し、公募によらずとも、施設の設置目的を効果的に達成することができると思われるとき。

### (2) 候補者の要件

指定管理者の候補者に申請できる者は、法人又は団体です。個人での申請はできません。また、施設によっては、その設置目的等を踏まえて、「県内に事業所を有する法人又は団体」等の条件を付すことがあります。

なお、申請に当たっては社会的責任要件として、次の要件を付します。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・市から入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ・税の滞納がないこと。
- ・会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生の手続きを行っていないこと。
- ・法人の役員等が、暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- ・暴力団員等が、法人又は団体の事業活動を支配していないこと。
- ・法人の役員等が、暴力団員等を業務に従事させたり、業務の補助者として使用するおそれがある者に該当しないこと。

指定管理者に応募した法人又は団体の代表者等が暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用するおそれがある者に該当しないことの確認については、警察署と連携を密にして、必要な情報交換、情報提供を行います。

### (3) 候補者の選定

指定管理者の候補者の選定にあたっては、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査

選定委員会の審査結果を尊重した上で候補者を選定します。選定委員会は、副市長、教育長及び施設を担当する課長などで構成し、必要に応じて委員以外の者の意見を聞くことができるものとします。

選定委員会は、選定基準及び指定管理者の実績報告についても審査を行うものとします。

また、候補者選定の透明性を確保するため、選定基準、選定の結果及び理由を市ホームページで公開します。

## 2 公募の方法

### (1) 募集要項

募集する施設ごとに、募集要項を作成します。施設の種類や特性によって、複数の施設について一括して募集したり、条例上一つの施設をいくつかの施設に分離して募集することがあります。

募集要項には、指定期間（原則5年）、施設の管理基準、指定管理者が行う業務の範囲、管理経費、選定基準、募集方法などを記載します。

### (2) 募集期間

申請者において適切な準備ができるよう、1ヶ月を最短として、できるだけ長い募集期間を確保します。

### (3) 広報等

募集にあたっては、市報への掲載、ホームページなどで広報を行うほか、必要に応じて募集説明会を開催するなど、施設の概要や業務の内容について十分な説明に努めます。また、質問を受け付け、その内容を申請しようとする者すべてに提供するとともに、必要に応じてホームページにも掲載します。

## 3 指定管理者の指定及び協定の締結

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者は、議会の議決を経て、指定を行います。指定管理者に指定の通知を行うほか、告示を行います。

### (2) 協定の締結

指定管理者と施設の管理に係る約束事を定めるため、協定を締結します。協定書は、指定期間全体に関する基本協定と年度毎の指定管理料などに関する年度協定に分けて締結します。

## 4 その他

### (1) 情報公開

指定管理者の申請にあたって提出された書類のうち事業計画書と収支計画書については、指定管理者への指定にかかわらず、すべて情報公開の対象となります。

また、毎年度提出される事業報告書についても、同様に情報公開の対象となります。

### (2) 個人情報保護

指定管理者又は管理する施設の業務に従事している者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずるとともに、施設の管理に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は他の目的に使用してはなりません。指定管理者の指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は業務の従事を終了した後についても同様とします。

### (3) 指定の取消し

指定管理者において次のような事態が生じたときは、指定の取消しや業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。

- ・管理業務等に対する市の指示に従わないとき。
- ・指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど事業の継続が困難となったとき。

自己の都合により指定管理者から指定の取消しを求める場合には、1年以上の猶予をもって申し出るものとします。